入札の執行について(通知)の補足

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「派遣法」という。)の平成30年改正により、派遣先は派遣法第26条第11項の規定を遵守できるよう、派遣料金に関して配慮しなければならないとされていますが、地方自治法施行令第167条の13により準用する第167の8第3項の規定により、入札金額の変更は認められません。このため、派遣法第26条7項に定める比較対象労働者の待遇情報をあらかじめ提供するので、派遣法の目的を果たすことのできる金額をもって応札してください。

派遣法(抄)

(契約の内容等)

第26条 略

 $2\sim6$ 略

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、派遣元事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。

8~10 略

11 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者及び派遣先は、当該労働者派遣に関する料金の額について、派遣元事業主が、第30条の4第1項の協定に係る労働者派遣以外の労働者派遣にあつては第30条の3の規定、同項の協定に係る労働者派遣にあつては同項第2号から第5号までに掲げる事項に関する協定の定めを遵守することができるものとなるように配慮しなければならない。

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の開札及び再度入札)

- 第167条の8 略
- 2 略
- 3 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 略

(指名競争入札の入札保証金等)

第167条の13 第167条の7から第167条の10まで及び第167条の10の2 (第6項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(派遣元)

御中

(派遣先) 各務原市役所 各務原市長 浅野 健司

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

- 1. 比較対象労働者の職務の内容(業務の内容及び責任の程度)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態
- (1)業務の内容
- ① 職種:英語指導助手
- ② 中核的業務:市内小中学校等における英語授業の補助
- ③ その他の業務:なし
- (2) 責任の程度
- ① 権限の範囲 : 補助的業務
- ② トラブル・緊急対応: なし
- ③ 成果への期待・役割:上司や常勤職員の指示のもと、英語授業の補助などを行う
- ④ 所定外労働 : なし
- (⑤ その他 :
- (3) 職務の内容及び配置の変更の範囲
- ① 職務の内容の変更の範囲: なし
- ② 配置の変更の範囲: なし
- (4) 雇用形態

短時間・有期雇用労働者(本市の会計年度任用職員として任用した場合を想定)

期 間:令和4年4月1日~令和5年3月31日 勤務時間:8時30分~16時30分(休憩1時間)

年間所定労働時間:約1,680時間

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者:①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者

(理由)

職務の内容、業務の内容又は責任の程度、職務の内容及び配置の変更の範囲が同一の通常の労働者はいないため、本市で会計年度任用職員として任用する場合を想定した。

<参考:チェックリスト>

比較対象労働者(次の①~⑥の優先順位により選出)	対象者の有無
	(○or×)
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の	×
範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労	
働者	
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる	×
通常の労働者	
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と	×
同一である見込まれる通常の労働者	
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一	×
であると見込まれる通常の労働者	
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者	\bigcirc
※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労	
働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるた	_
めに新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合に	
おける当該通常の労働者(仮想の通常の労働者)	
※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保さ	
れている者に限る。	

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容(昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨)
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)			
(待遇の 内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)	
 基本給 			
月額	・労働に対する基本的な代	同類の職種の現行賃金との均衡を考慮。	
274,352 円	償として支払われるもの	勤務年数による調整あり。	
③ 賞与			
年間約43万	・民間企業の賞与との均衡	基本給額、支給月数により算定	
円	を図るため支払われるもの	個人業績に係る評価は考慮しない	
		週の勤務時間が 15.5 時間未満の職員には	
		支給しない	
③ 役職手当	:制度無		
_	_	_	
④ 特殊作業手当:制度無			
_	_	<u> </u>	
⑤ 特殊勤務手当:制度無			
	_	_	
6 精皆勤手	- 当: <mark>制度無</mark>		
_	_	_	
⑦ 時間外労働手当(法定割増率以上):制度有			
0 円	・時間外労働に対する代償	時間外労働なし	
	として支払われるもの		

⑧ 深夜及び休日労働手当(法定割増率以上):制度有		
0円・深夜及び休日労働に対	深夜及び休日労働なし	
する代償として支払わ		
れるもの		
⑨ 通勤手当:制度有		
月額 4,100 円~ ・通勤に要する交通費	通勤距離に応じて支給	
25,000円 を補填	交通機関利用の場合は実費(6ヶ月定期券	
	の価額等)※上限 55,000 円/月	
	※月10日未満の場合は手当月額×実勤務	
	日数/21を支給	
⑩ 出張旅費:制度有		
なし ・出張に要する費用の実費を	出張なし	
弁償		
⑪ 食事手当:制度無		
	_	
⑫ 単身赴任手当:制度無		
	_	
⑬ 地域手当:制度無		
	基本給に地域手当相当分を含んでいる	
④ 食堂:施設無		
	_	
⑤ 休憩室:施設有		
利用可・快適な職場環境の形成	就業する事業所に休憩室があるか否かを	
	考慮し、ある場合は利用可	
16 更衣室:施設有		
利用可・快適な職場環境の形成	就業する事業所に更衣室があるか否かを	
	考慮し、ある場合は職務内容に応じて口	
	ッカーを貸与	

② 転勤者用社宅:制度無			
_	_	_	
18 慶弔休日			
結婚休暇	・就業継続や業務能率の向 上	有給(結婚式の日または婚姻届を提出した日のいずれかから起算して6か月以内における連続する5日の範囲内)	
忌引休暇		有給(親族に応じ、連続する1~7日の範囲内の期間)	
(a) (a) (b) (a) (a) (b) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a			
	断に伴う勤務免除及び有給: <mark>制</mark>		
勤務免除	・健康の保持増進	個別健診の場合は制度無	
	₩ • #U <i>\$</i>		
	能:制度有 - 小光似体		
(年10日)	・就業継続や業務能率の向 上	有給 年次有給休暇の日数が10日未満の場合は	
		年次有給休暇と同日数	
	の休暇(慶弔休暇を除く):制度		
夏季休暇		有給	
(年4日)	<u> </u>	週の勤務日数によって変動あり	
② 教育訓練	 東:制度有		
371131711	・職務の遂行に必要な技能	必要に応じて宝施	
に関する	又は知識を習得する		
教育訓練			
を実施			
② 安全管理	② 安全管理に関する措置及び給付: <mark>制度有</mark>		
公務災害	・生活の安定と福祉の向上	公務上(業務上)の災害又は通勤による災	
補償又は		害に対する補償	
労働災害		事業所によっていずれかに加入	
補償			
② 退職手当: <mark>制度無</mark> 			
_	<u> </u>	<u> </u>	

25)	③ 住宅手当: <mark>制度無</mark>		
_	_	_	
② 家族手当:制度無			
_	_	_	